

無線局免許承継申請書（届出書）

年 月 日

信越総合通信局長 殿

- 電波法第 20 条第 1 項、第 7 項若しくは第 8 項又は第 10 項の規定により、無線局の免許人（又は予備免許を受けた者）の地位を承継したので、同条第 9 項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。（無線局免許手続規則第 20 条の 2 に関する手続）
- 電波法第 20 条第 2 項、第 4 項（分割に係る部分に限る。）若しくは第 5 項（合併に係る部分に限る。）又は第 10 項の規定により、無線局の免許人（又は予備免許を受けた者）の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。（無線局免許手続規則第 20 条の 3 に関する手続）
- 電波法第 20 条第 3 項又は第 10 項の規定により、無線局の免許人（又は予備免許を受けた者）の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。（無線局免許手続規則第 20 条の 3 の 2 に関する手続）
- 電波法第 20 条第 10 項の規定により、無線局の免許人（又は予備免許を受けた者）の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。（無線局免許手続規則第 20 条の 3 の 3 に関する手続）

記

1 申請（届出）者

住 所	都道府県－市区町村コード []
	〒 (-)
氏名又は名称及び 代表者氏名	フリガナ -----
法人番号	

代理人

住 所	都道府県－市区町村コード []
	〒 ()
氏名又は名称及び 代表者氏名	フリガナ

2 承継に係る無線局

① 識別信号	
② 種別	簡易無線局
③ 免許の番号又は予備免許通知書の番号	
④ 免許人又は予備免許を受けた者の氏名、商号又は名称	
⑤ 免許の有効期間	

3 電波法第5条に規定する欠格事由

開設しようとする無線局	無線局の種類（法第5条第2項各号）	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当しない
相対的欠格事由	処分歴等（同条第3項）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

4 各手続に係る個別事項

無線局免許手続規則第20条の3に関する手続

① 合併又は分割当事者の商号又は名称、住所及び代表者の氏名

② 合併又は分割決議の年月日及び合併又は分割がその効力を生ずる予定の年月日

③ 合併又は分割の理由

④ 免許人又は予備免許を受けた者の地位の承継を必要とする理由

無線局免許手続規則第 20 条の 3 の 2 に関する手続

① 譲受人が事業を譲り受ける年月日

② 事業の譲受けの理由

③ 免許人又は予備免許を受けた者の地位の承継を必要とする理由

無線局免許手続規則第 20 条の 3 の 3 に関する手続

・ 譲受人が事業を譲り受ける年月日

5 添付書類

(1) 無線局免許手続規則第 20 条の 2 に関する手続

免許人又は予備免許を受けた者の地位を承継した事実を証する書面

相続人が 2 人以上ある場合において、その協議により、免許人又は予備免許を受けた者の地位を承継すべき相続人を定めたときは、他の相続人がこれに同意した事実を証する書面

(2) 無線局免許手続規則第 20 条の 3 に関する手続

合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し

株主総会又は社員総会の決議録、無限責任社員又は総社員の同意書、その他合併又は分割に関する意思の決定を証するに足りる書類

合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により無線局をその用に供する事業の全部を承継する法人の定款案

(3) 無線局免許手続規則第 20 条の 3 の 2 に関する手続

事業の譲渡に関する契約書の写し

譲受人が法人であるときは、その定款

譲受人が法人格なき組合であるときは、その組合契約書

(4) 無線局免許手続規則第 20 条の 3 の 3 に関する手続

事業の譲渡に関する契約書の写し

譲渡人が法人であるときは、その定款

譲渡人が法人格なき組合であるときは、その組合契約書

6 申請（届出）の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	